

令和3年8月27日

保護者様

八潮市教育委員会教育長
八潮市立八條北小学校長

臨時休業後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

残暑の候、保護者の皆様におかれましてはご健勝のことと存じます。

さて、新学期を迎えるにあたり、改めて学校において留意すべき事項を下記のとおりまとめました。

つきましては、学校内での感染拡大防止に向けて御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 臨時休業後の対応について

9月1日（水）	始業式 ※オンラインもしくは放送による実施 3時間授業	給食なし
9月2日（木）	4時間授業	給食あり
9月3日（金）	4時間授業	給食あり
9月6日（月）～ 9月10日（金）	4時間授業	給食あり

※～8月31日（火）までは、中学校における部活動は停止

※学童の開所について

○11:00

9月1日（水）

○13:00

9月2日（木）3日（金）6日（月）7日（火）8日（水）9日（木）10日（金）

2 学校運営の基本方針について

感染防止対策を徹底しながら教育活動を行います。

3 基本的な感染症対策の徹底について

(1) 健康観察の徹底

ア 日々の健康状態を確認するため、検温・健康観察の徹底をお願いします。

- イ お子さまのみならず、同居家族様も毎日健康状態の確認をお願いします。
- ウ 発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内（兄弟・姉妹も含む）に体調不良者がいる場合は、登校をさせないようにお願いします。
- エ 登校時や登校後に児童生徒等に風邪症状が見られた場合には、当該児童生徒を安全に帰宅させます。お迎え等の御協力をお願いします。また、症状がなくなるまでは自宅で休養するようお願いします。

※登校時の検温結果及び健康状態の確認については、朝のうちにを行います。

(2) 手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施

マスクの着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることから、正しい方法で着用することが重要です。使用するマスクについては、鼻と口の両方を確実に覆い、隙間が生じないように顔にフィットするものをお願いします。

各教室等に関しては、常時換気を徹底します。（常時換気が難しい場合には、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開にします。また、エアコン使用時においても、換気を行います。）

(3) 食事（給食）中の会話禁止

ア 食事（給食）中は、黙食とし、会話は食事後にマスクを着用してから行うようにします。

イ 正面を向いて食事をするようにします。

ウ 十分な換気を行います。

4 修学旅行等の学校行事について

(1) 児童生徒が学年を超えて一堂に集まって行う始業式等の学校行事は、校内放送やICTを活用して実施します。

(2) 修学旅行等の宿泊を伴う行事や校外での活動については、開催する時期、場所や時間、開催方法等について、感染症対策の確実な実施や保護者の皆様の理解を得ながら慎重に検討していきます。なお、9月中に実施予定であった修学旅行は、中止または延期といたします。

5 学習活動の取扱いについて

(1) 授業実施上の留意事項

ア 授業実施の際は、常時換気を基本とします。難しい場合でもこまめに換気を行い、原則マスクを正しく着用させ、児童生徒同士の間隔を可能な限り確保します。

イ 児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワークや話し合い活動については、原則行いません。ICT等を使って考えを交流する等、感染防止対策を徹底します。

(2) 感染リスクが高い学習活動について

緊急事態宣言措置期間中においては、以下に例を挙げるような「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、原則行いません。

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、下のような活動が挙げられます。(①～④は特にリスクの高いもの)。

- ① 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ② 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ③ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ④ 体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ⑤ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ⑥ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

上記の活動に限らず、学級全体で一斉に行う音読や群読、近距離で大きな発声を伴う活動やマスクを外して行う運動など、感染リスクが高いと考えられる活動についても同様に扱います。

※ なお、臨時休業中の授業時数については、この後の教育活動で確実に補填してまいります。

6 児童生徒の心のケアについて

感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続していくことは、児童生徒にさまざまな不安やストレスを抱かせていることが懸念されます。お子さまの気持ちを丁寧に理解し、不安や悩みを受け止め、家庭と連携していきながら丁寧に対応していきます。

また、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施等によりお子さまの心の変化を的確に把握し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による支援を行うなど、心のケアに適切に取り組んでいきます。あわせて、新型コロナウイルスに関連する様々な相談窓口がありますので、ご利用の際は御相談ください。

7 その他

(1) 登校に不安な場合は、遠慮なく学校にご相談ください。

(2) 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等

医療的ケアや基礎疾患等があるお子さまについては、主治医の見解を確認の上、学校にご相談ください。

(3) 差別や偏見の防止

現在、新規感染者数が急速に増加しており、感染症に対する不安や恐怖心が高まりつつあると考えられます。新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害が生じないよう、十分に配慮し指導してまいりますので、御家庭でも御協力をお願いします。

(4) 同居家族がPCR検査を受ける場合には、必ず学校に御連絡ください。